

諮 問

習志野市環境審議会

会長 朝倉 暁生 様

習志野市環境審議会条例第2条の規定により下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問1. 習志野市環境保全条例の一部改正について

習志野市環境保全条例第2条第4項第3号及び第4号に定める規制基準及び企業選定基準については、同条第2条第5項の規定により、審議会の答申を得て、市長が定めたものとしておりますが、法令等の改正に伴った独自の判断をする余地のない場合の改正については、審議会の答申を省略可能とするものです。

次いで、同条例第15条の2に基づく、特定建設作業の許可制を届出制とするものです。

また著しく生活環境を損なわせている特定建設作業への措置について、法及び近隣市の条例と均衡を合わせる一部改正について、諮問するものです。

諮問2. 習志野市環境保全条例施行規則に基づく特定建設作業の規制基準の変更について

習志野市環境保全条例第15条の2に基づく、特定建設作業の規制基準を現状の許可基準としての数値から、指導対象とする数値への一部改正について、諮問するものです。

諮問3. 次期習志野市環境基本計画策定について

現習志野市環境基本計画は、令和7年度をもって計画期間終了となることから、令和8年度を始期とする新たな習志野市環境基本計画を策定するものです。

諮問4. 次期習志野市緑の基本計画策定について

現習志野市緑の基本計画は、令和7年度をもって計画期間終了となることから、令和8年度を始期とする新たな習志野市緑の基本計画を策定するものです。

以上

環 政 第 2 6 6 号
令和7年9月24日

習志野市長 宮本 泰介

